

キャリアアップ助成金 諸手当制度共通化コース

令和4年4月1日【賞与・退職金制度導入コース】へ名称変更

有期契約労働者等に関して正規労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合、または有期労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成されます。

助成額

事業所当たり

中小企業		中小企業以外		上限
支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成	
38万円	48万円	28.5万円	36万円	1事業あたり1回のみ

各種加算措置

(1) 共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算
(加算の対象となる手当は、対象労働者が最も多い手当1つとなります。)

中小企業		中小企業以外		上限
支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成	
15,000円	18,000円	12,000円	14,000円	20人まで

(2) 同時に共通化した諸手当(2つ目以降)について、助成額を加算
(原則、同時に支給した諸手当について、加算の対象となります。)

中小企業		中小企業以外		上限
支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成	
16万円	19.2万円	12万円	14.4万円	10手当まで

対象となる手当等

対象となる諸手当	対象となる金額
① 賞与	6か月相当分として 50,000円 以上支給
② 家族手当	1か月分相当額として 3,000円 以上支給
③ 住宅手当	
④ 退職金	月 3,000円 以上積み立て
⑤ 健康診断制度	各種加算措置(1)の対象となりません

有期契約労働者等を対象とする「**正規雇用労働者と共通の諸手当制度**」を新たに規定し、運用した事業主に支給されます。



● 健康診断制度における支給要件の注意点

定期健康診断等の受診日の前日から起算して3ヵ月以上前の日から受診後6ヵ月以上の期間継続して、支給対象事業主に雇用されている有期雇用労働者等であることが必要。